



埼玉県のマスコット
「コバトン」 & 「さいたまっち」

埼玉県食育推進計画 (第3次)

平成28年度～30年度

彩の国



埼玉県

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第2章 食をめぐる現状	
第1節 食事に関する状況	4
1 野菜類の摂取量	4
2 食塩摂取量の状況	5
3 朝食の欠食率	6
第2節 身体に関する状況	7
1 肥満者の状況	7
2 やせの者及び低栄養傾向の者の状況	7
第3章 基本理念及び基本方針	
第1節 基本理念	10
第2節 基本方針	10
第4章 食育推進の展開	
第1節 健全なからだを育む ～食育が健康づくりの第一歩～	12
第2節 豊かな心を培う ～食育で心豊かな人づくり～	16
第3節 正しい知識を養う ～家族で意識「食の安全」～	20
第5章 食育を総合的に推進する体制づくり	
1 健康長寿埼玉プロジェクトの推進	26
2 健康づくりの機運の醸成	27
参考資料	29

第1章

計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

- ・ この計画は、食育基本法第17条に基づき定める県の食育推進計画です。
- ・ 第2次の「埼玉県食育推進計画」（平成25年度～平成27年度）が終了することから、国の第3次食育推進基本計画を基本として、第3次となる埼玉県食育推進計画を策定します。
- ・ また、本県では、誰もが健康で生き生きと暮らすことを目指した「健康長寿埼玉プロジェクト」を推進しています。
- ・ 埼玉県食育推進計画は、この「健康長寿埼玉プロジェクト」を食育の面から推進する計画でもあります。
- ・ 食育を、「周知」から「実践」へと進め、県民の皆さんとともに、様々な課題を解決するための施策を推進していきます。

第2節 計画の位置付け

- ・ 県の総合計画である埼玉県5か年計画並びに、埼玉県地域保健医療計画の下位計画に当たります。
- ・ 以下の県のお他計画との整合を図り策定します。
 - 埼玉県健康長寿計画
 - 埼玉県歯科口腔保健推進計画
 - 埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針
 - 埼玉農林業・農山村振興ビジョン
 - 生きる力と絆（きずな）の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー

第3節 計画の期間

- ・ この計画の計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。
- ・ 計画期間内であっても、社会情勢の変化や国の食育推進基本計画に新たな項目等が盛り込まれた場合には、必要に応じて見直します。

第2章 食をめぐる現状

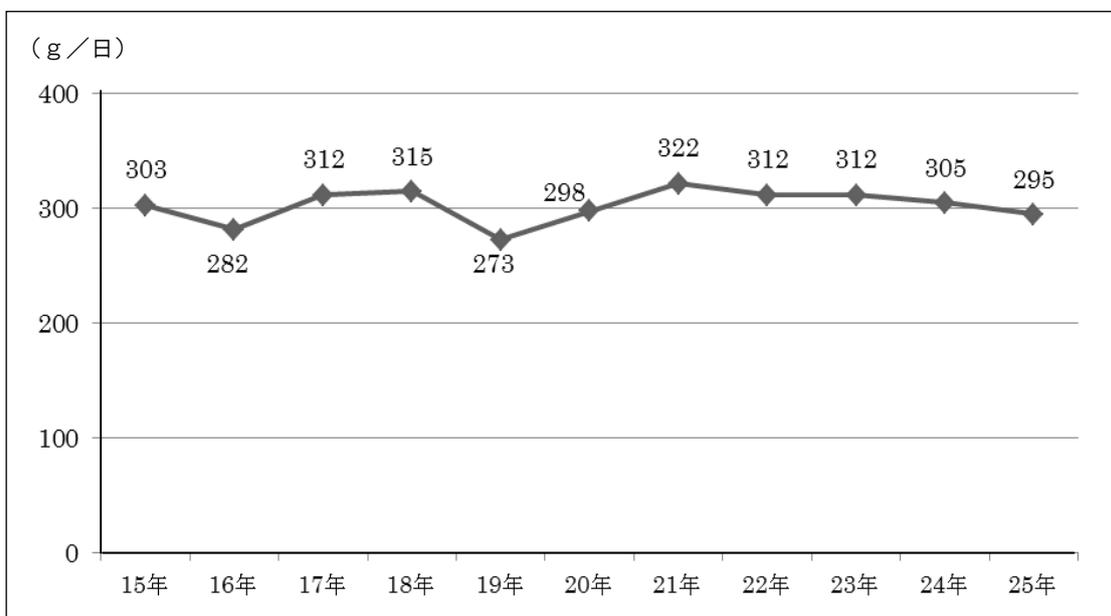
第1節 食事に関する状況

1 野菜類の摂取量

1日の野菜類の摂取量の平均値（20歳以上）は、平成21年をピークに徐々に低下し、平成25年は、300gを下回る状況となりました。

年齢階級別に見ると、60歳未満は300gを下回っていますが、60歳以上は、300gを上回っていることから、年代が上の方が野菜類を多く摂取する傾向があります。また、30歳代の摂取量が最も少なくなっています。

■野菜類摂取量（1日当たり）の平均値の年次推移（20歳以上）



資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

■野菜類摂取量（1日当たり）の平均値（20歳以上、年齢階級別）

年齢階級	平均値 (g)
20～29歳	269.9g
30～39歳	252.6g
40～49歳	265.6g
50～59歳	282.2g
60～69歳	337.7g
70歳以上	314.3g

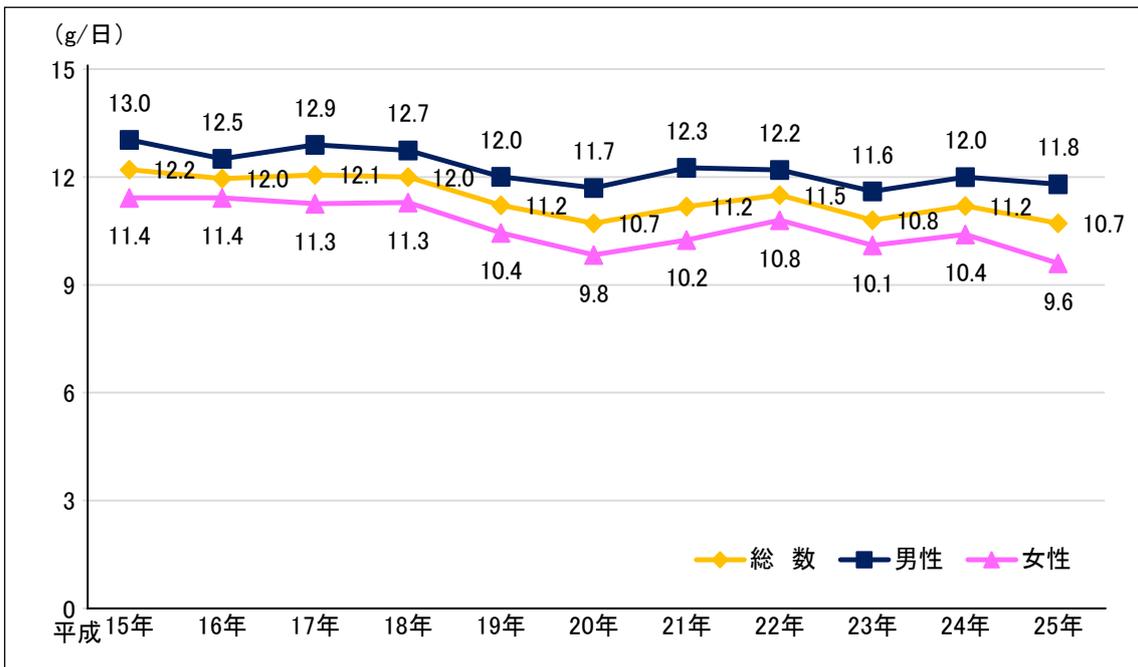
資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

2 食塩摂取量の状況

平成25年における成人の1日の食塩摂取量の平均値は、男性11.8g、女性9.6gであり、男女とも減少傾向にあります。

年齢階級別に見ると、男性はすべての年代で10gを超える高い状況となっています。女性は、20～29歳、60～69歳で10gを超えており、若い世代と高齢の世代で高い傾向が見られました。

■食塩摂取量（1日当たり）の平均値の年次推移（20歳以上）



資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

■食塩摂取量（1日当たり）の平均値（20歳以上、性・年齢階級別）

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
男性	10.4g	11.4g	12.8g	11.3g	12.0g	12.2g
女性	10.2g	8.7g	8.8g	8.9g	10.9g	9.8g

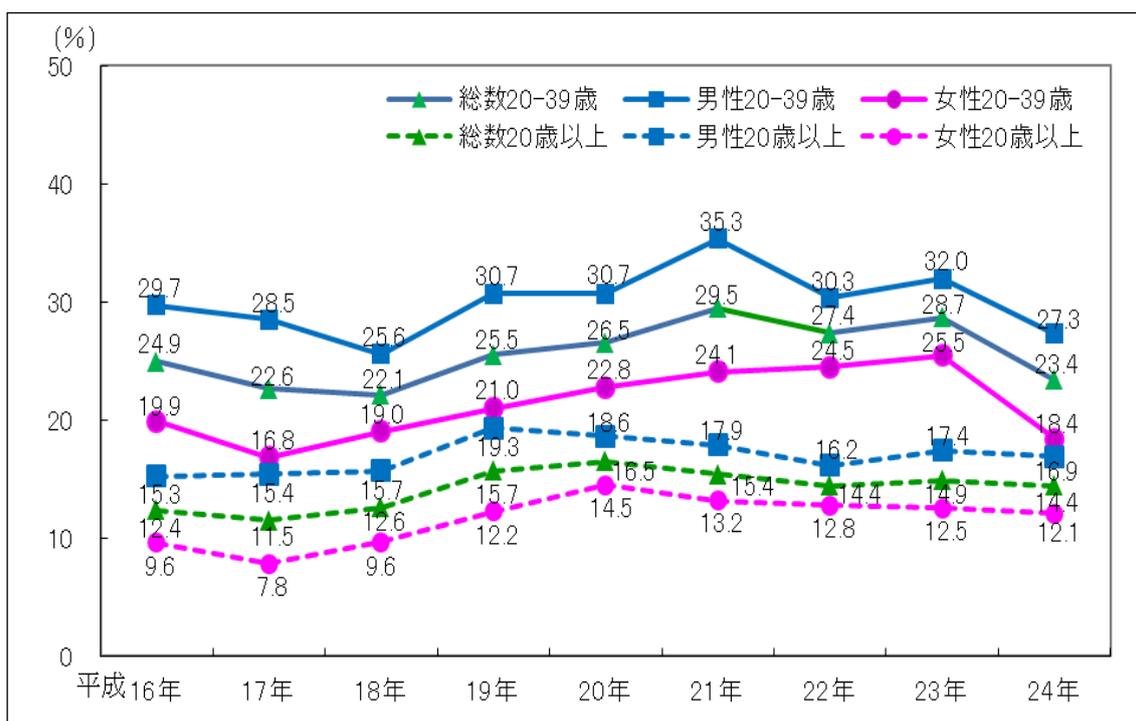
資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

3 朝食の欠食率

平成24年(3年移動平均)における朝食の欠食率は、14.4%(男性16.9%、女性12.1%)となっています。

年齢階級別に見ると、20～39歳では23.4%(男性27.3%、女性18.4%)となっており、20歳以上と比較して高くなっています。

■朝食欠食者の割合の年次推移(3年移動平均)



※各年の値は前後3年(平成24年値であれば平成23～25年)の平均値となっている。

資料：平成25年国民健康・栄養調査(埼玉県分)

■朝食欠食者の割合(20歳以上、性・年齢階級別、3年移動平均)

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
男性	28.6%	26.9%	24.4%	20.9%	9.0%	2.8%
女性	21.7%	15.9%	16.0%	12.0%	10.0%	2.5%

※各年の値は前後3年(平成24年値であれば平成23～25年)の平均値となっている。

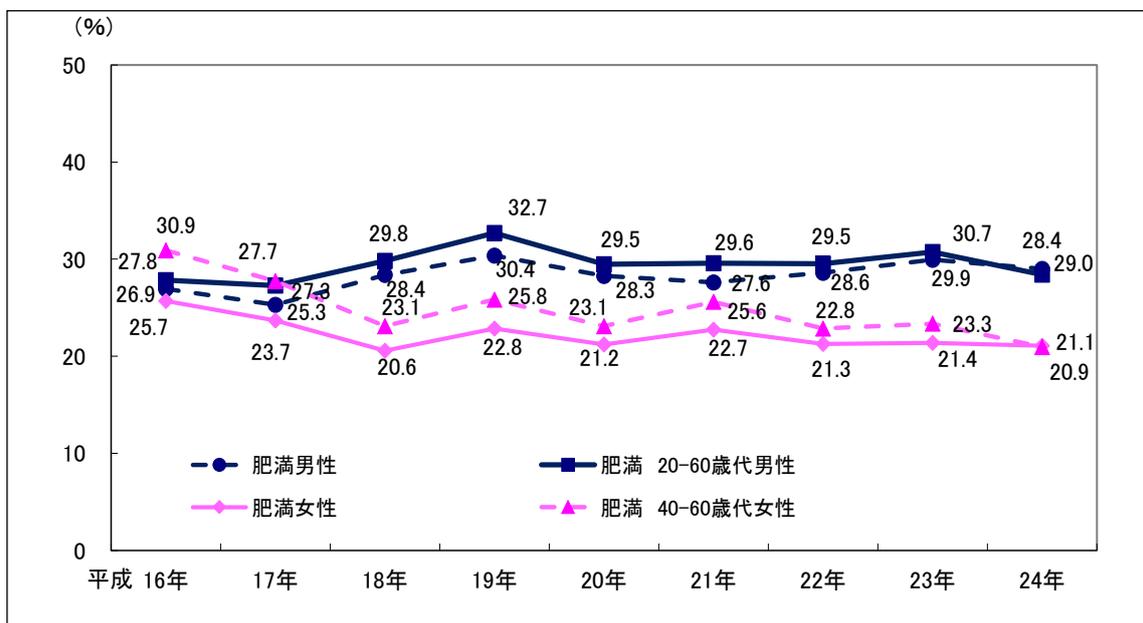
資料：平成25年国民健康・栄養調査(埼玉県分)

第2節 身体に関する状況

1 肥満者の状況

平成24年（3年移動平均）における肥満者（BMI ≥ 25 ）の割合は、20～60歳代の男性では28.4%、40～60歳代の女性では20.9%であり、やや減少しているもののほとんど横ばいの状況です。

■肥満者（BMI ≥ 25 ）の割合の年次推移（3年移動平均）



※各年の値は前後3年（平成24年値であれば平成23～25年）の平均値となっている。

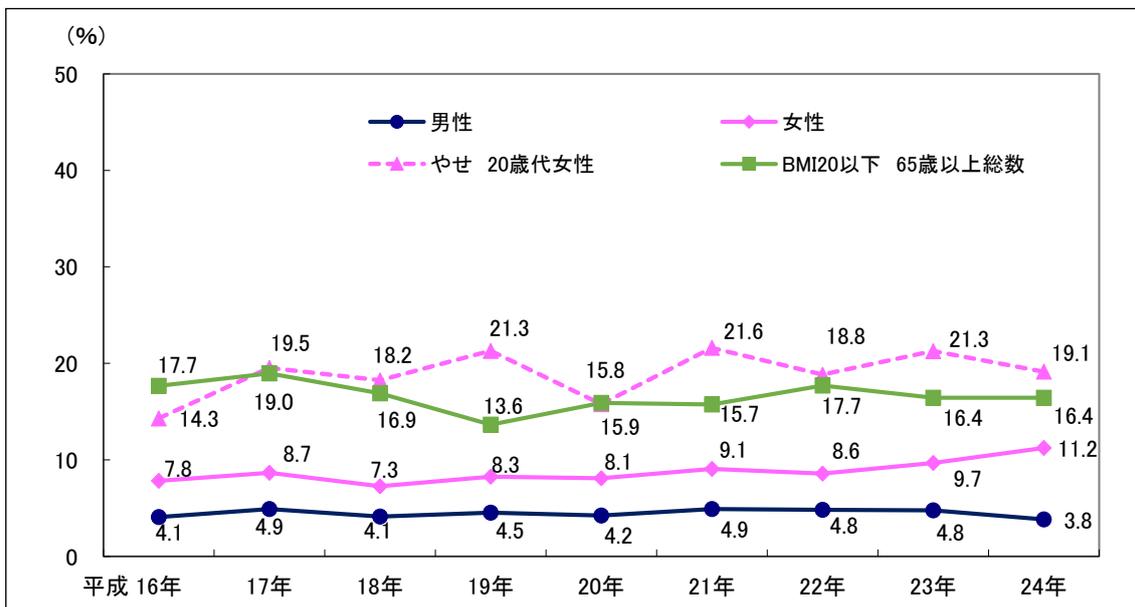
資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

2 やせの者及び低栄養傾向の者の状況

20歳代の女性のやせの者（BMI < 18.5 ）の割合を見ると、平成24年（3年移動平均）では19.1%で、年により増減はあるもののほぼ横ばい傾向です。

低栄養傾向の高齢者の割合は、平成24年（3年移動平均）では16.4%で、横ばいの傾向です。

■ やせの者（BMI < 18.5）及び低栄養傾向（BMI < 20）の者の割合の年次推移（3年移動平均）



※各年の値は前後3年（平成24年値であれば平成23～25年）の平均値となっている。

資料：平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分）

肥満度：BMI (Body Mass Index) を用いて判定

BMI = 体重[kg] / (身長[m])²により算出

BMI < 18.5 低体重（やせ）

18.5 ≤ BMI < 25 普通体重（正常）

BMI ≥ 25 肥満

（日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会, 2000年）

第3章

基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

『食育で豊かな健康づくり』

食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めます。

第2節 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を掲げ、食育の推進を図ります。

1 健全なからだを育む ～ 食育が健康づくりの第一歩 ～

毎日の食生活を通じて、栄養バランスに配慮した食習慣の実現など正しい食習慣や生活のリズムを身につけていくように取り組み、健全なからだを育みます。

2 豊かな心を培う ～ 食育で心豊かな人づくり ～

おいしくて楽しい食生活の実現や、「食」に対する感謝の気持ちを育成できるように取り組み、豊かな心を培います。

3 正しい知識を養う ～ 家族で意識「食の安全」 ～

「食」への関心を高め、自分に合った方法で生活に取り入れ、「食」に関する正しい情報を幅広く適切に得られるように取り組み、正しい知識を養います。

第4章 食育推進の展開

食育の推進には、ライフステージや、食育の場面ごとに様々な取組を進め、生涯にわたって健全な食生活をおくる必要があります。

このため、食育推進の展開に当たっては、ライフステージと食育に取り組む場面をそれぞれ3つずつ分けて整理しました。

- ライフステージ：「乳幼児」「児童・生徒」「成人」
- 食育に取り組む場面：「家庭」「学校」「地域」

第1節 健全なからだを育む ～食育が健康づくりの第一歩～

【現状と課題】

食のスタイルが、主食の米と副食からなる日本型の食生活から、個人の好みに合わせた食生活へと多様化しています。このような中、栄養バランスの崩れや食習慣の乱れなどが、健康に様々な影響を及ぼしています。

また、20歳代及び30歳代の若い世代における食生活の課題が顕在化しています。

■栄養バランスの崩れ、食習慣の乱れ

- ・ エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れが、肥満・やせ、低栄養など生活習慣病につながる問題を引き起こしています。
- ・ 男性では肥満、女性では肥満だけでなく若い世代のやせ、高齢者では低栄養が問題となっています（平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分））。
- ・ 食生活の影響が大きいといわれる生活習慣病は、本県における死因の約6割、医療費の約3割を占めています。
- ・ 健康寿命の延伸の視点からも、子供の時期から栄養バランスに配慮した食生活、健全な食習慣の形成を促進する必要があります。

■若い世代の食生活

- ・ 世代別に見ると、20歳代及び30歳代の若い世代で、食生活に関する知識や健全な食生活の実践状況等の面で、他の世代より課題が多いことが指摘されています。
- ・ 本県においても、若い世代で朝食の欠食率が23.4%（平成25年国民健康・栄養調査（埼玉県分））と、他の世代より高い傾向にあります。
- ・ これから親になり食育を次世代に伝えていく若い世代に対して、食生活に関する知識の普及と実践を促進する必要があります。

【目指す方向】

毎日の食生活を通じて、栄養バランスに配慮した食習慣の実現など正しい食習慣や生活のリズムを身に付けていくように取り組み、健全なからだを育みます。

【主な取組】

1 栄養バランスに配慮した食生活

(1) 妊産婦の健康なからだづくり

(家庭における乳幼児)

- ・ 妊産婦に対する栄養バランスに配慮した食生活の指導
- ・ 妊娠期から育児期の母子の健康管理のための食育に関する知識の普及・啓発

(2) 生活習慣病と肥満等の予防

(家庭における児童・生徒)

- ・ 子供の時期からの望ましい食習慣の確立
- ・ 生活習慣病につながるおそれのある子供の肥満の予防

(家庭における成人)

- ・ 栄養バランスに配慮した食生活や運動習慣の推進
- ・ 1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをイラストで示した「食事バランスガイド」や「食育ガイド」の普及促進
- ・ 生活習慣病につながるおそれのある肥満の予防

(地域における成人)

- ・ 食生活改善推進員の活動促進
- ・ 生活習慣病を予防し、健康づくりを実践する「健康長寿サポーター」の養成
- ・ 若い世代に対する食事の重要性や食習慣の改善に関する情報の提供
- ・ 高齢者の低栄養に関する知識の普及及び予防の促進

(3) 適正な特定健康診査・特定保健指導の普及

(地域における成人)

- ・ 特定健康診査の結果に基づく特定保健指導による食生活・食習慣の改善
- ・ メタボリックシンドロームについての知識の普及促進

(4) 歯科口腔保健の推進

(共通)

- ・ 生涯にわたり自分の歯を保ち、食生活を楽しむための歯科口腔保健の推進
- ・ 埼玉県歯科口腔保健推進計画の推進

2 食生活リズムの形成

(1) 乳幼児からの生活リズムの基礎づくり

(家庭における乳幼児)

- ・ 規則正しい生活や間食を含めたバランスのとれた食生活の推奨
- ・ 乳幼児の成長過程に応じた生活リズムの基礎づくりの促進

(2) 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成

(家庭における幼児・児童・生徒)

- ・ 子供の成長に必要な栄養バランスに配慮した食生活の推奨
- ・ 子供の規則正しい生活リズムの定着のための「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組

(学校における児童・生徒)

- ・ 朝食の大切さを理解するための「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組
- ・ 栄養教諭等を中核として、全教職員の理解と協力を図りながら、学校給食等を通じた望ましい食習慣の形成

(3) 大人の規則正しい生活リズムの定着

(家庭・地域における成人)

- ・ 家庭、地域、職場等を通じた、朝食や運動習慣、睡眠時間の確保など生活リズムの改善についての普及・啓発

【指 標】

栄養バランス等を参考にメニューを考えている県民の割合の増加

現状値 39.1% → 目標値 60%以上
(平成26年) (平成30年)

野菜摂取量の増加

現状値 295g → 目標値 330g
(平成25年) (平成30年)

食塩摂取量の減少

現状値 10.7g → 目標値 9.5g未満
(平成25年) (平成30年)

ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合の増加

現状値 なし → 目標値 55%以上
(平成30年)

朝食を欠食する若い世代の割合の減少

現状値 23.4% → 目標値 17%以下
(平成24年) (平成30年)

* 値は3年移動平均

20歳代女性のやせの者の割合の減少

現状値 19.1% → 目標値 20%未満の維持
(平成24年) (平成30年)

* 値は3年移動平均

第2節 豊かな心を培う ～食育で心豊かな人づくり～

【現状と課題】

食生活の多様化とともに、世帯構造の変化や地域社会の弱体化などにより、食への感謝の念が希薄化するとともに、健全な食生活や古くから地域で育まれてきた食文化が失われつつあることが危惧されています。

■食への感謝の念の希薄化

- ・ 生活時間の多様化や単身世帯、ひとり親世帯、共働き世帯などが増加する中で、家族との「共食」が難しい人が増えています。
- ・ 「食」を通じてコミュニケーションを図ることは、心の交流を図り、思いやりの心を育むとともに、食への感謝の念、理解を深め、マナーなど食生活の基礎を身に付ける機会でもあります。
- ・ 「共食」の大切さへの意識を高めるとともに、料理や農業体験など体験活動を通じて食への理解を促進する必要があります。

■食文化の継承

- ・ 日本の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものですが、近年その特色が失われつつあります。
- ・ 平成25年12月「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、本県においても、地域の郷土料理や食材など伝統的な食文化に関する県民の関心を高め、食文化の継承を推進する必要があります。

【目指す方向】

おいしくて楽しい食生活の実現や、「食」に対する感謝の気持ちを育成できるように取り組み、豊かな心を培います。

【主な取組】

1 食を通じたコミュニケーション

(1) 豊かな心とからだの育成

(家庭における乳幼児及び児童・生徒)

- ・ 家族そろって語らいながら楽しく食事をする「共食」の推奨
- ・ 命を受け継ぐ「食」の意義と、食べられる環境に生まれ育つ感謝の念の醸成
- ・ 家庭の食事を通しての、正しいマナー・作法の習得
- ・ 食に関わる人々への感謝の念の醸成

(学校における児童・生徒)

- ・ 食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、学校給食等を通して理解を深め、感謝の念を醸成

(2) 食を楽しむ環境づくりの推進

(学校における児童・生徒)

- ・ 学校給食等を通して、学校生活を豊かにし、明るい社交性等を育成
- ・ 学校等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組の促進

(共通)

- ・ 各種ボランティア団体・企業等による、料理を通じた楽しい食事づくりや共食の促進

(3) 食育関係団体の活動に対する支援

(地域における成人)

- ・ 様々な場所や機会において、自発的に食育に取り組める地域活動への支援
- ・ 生産者、消費者、食品関連事業者、食生活改善推進員団体連絡協議会などのボランティア団体の食育活動への支援と連携の促進

2 食文化の継承

(1) 食文化の情報収集と発信

(共通)

- ・ 県内各地の伝統的な料理など、食文化に関する情報の収集
- ・ 県産農産物のPRイベントや各種コンテストを活用した県産農産物の情報発信

(2) 食文化への理解促進

(家庭における乳幼児及び児童・生徒)

- ・ 地域に伝わる食文化に触れ日本の食文化を見直す、家庭における郷土料理の伝承促進

(学校における児童・生徒)

- ・ 学校給食や農業体験を通じての食や地域の農業に対する理解の学習
- ・ 学校給食等での郷土料理を取り入れた献立など、地域に伝わる食文化に触れる機会づくりの促進

(共通)

- ・ 食文化の継承に取り組むボランティア団体等との連携による郷土料理の継承の推進

3 自然の恩恵・生産者等への感謝

(1) 体験交流の拡大

(共通)

- ・ 農作業に触れる「埼玉県みどりの学校ファーム」の推進
- ・ 正しい食の成り立ちや、食と地域農業への理解の醸成
- ・ 料理教室や農作業の体験等を通じた食や地域の農業に対する理解の促進

【指 標】

朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

現状値 週9.0回 → 目標値 週11回以上

(平成26年)

(平成30年)

食育に関心を持っている県民の割合の増加

現状値 71.8% → 目標値 90%以上

(平成26年)

(平成30年)

第3節 正しい知識を養う ～家族で意識「食の安全」～

【現状と課題】

昨今、マスメディア等を通じて食に関する情報が氾濫し、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況が見受けられます。その一方で、食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であり、県民の関心は、依然として高い状況にあります。

■食育への関心

- ・ 平成26年県民の健康に関するアンケートでは、食育に関心をもっている人の割合は、71.8%でした。
- ・ 健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力を養うよう、食に関する正しい情報の普及啓発を促進し、さらに県民の食育への関心を高めていく必要があります。

■食品の安全性への関心

- ・ 平成27年度埼玉県政世論調査報告書では、66.5%の人が食品の安全性について、不安がある（非常にある16.3%、多少ある50.2%）と回答しています。
- ・ 安全な食品の生産・供給を促進するとともに、食品の安全性や食品表示に関する情報を県民に分かりやすく提供していく必要があります。

■環境と調和した農林業の活性化等

- ・ 本県は大消費地の中の農業県であり、また、食品産業の立地・集積が進んでいます。食料などの安定供給を確保し、豊かな食生活を将来にわたって実現するため、県産農産物に関する情報提供や消費拡大を促進していく必要があります。
- ・ 一方で、我が国では、まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスが、年間642万トン（平成24年度推計）発生しているとされており、見直すべき課題となっています。
- ・ 生産から消費にわたる様々な関係者が発生削減に取り組むよう、食品ロスの現状や削減の必要性について、知識の普及啓発を推進していく必要があります。

【目指す方向】

「食」への関心を高め、自分に合った方法で生活に取り入れ、「食」に関する正しい情報を幅広く適切に得られるように取り組み、正しい知識を養います。

【主な取組】

1 食に関する知識、食を選択できる力の習得

(1) 食に関する普及・啓発

(共通)

- ・ 国の定めた食育月間（毎年6月）や食育の日（毎月19日）を活用した食育推進運動の重点的かつ効果的な推進
- ・ ライフステージに応じた肥満や生活習慣病の予防の推進
- ・ 生涯を健康で過ごすための食に関する自己管理能力の向上
- ・ 「食生活指針」「食事バランスガイド」等を活用した栄養バランスに優れた望ましい食生活の普及・啓発
- ・ 外食等で自分に合った食事、食品の適切な選択を支援する「埼玉県健康づくり協力店」等の普及
- ・ 県ホームページにおける食育情報の提供の充実

(学校における児童・生徒)

- ・ 栄養教諭等を中核として、全教職員の理解と協力を図りながら、学校給食等を通じ、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を養成

(地域における成人)

- ・ 栄養関係業務に関与する者への支援
- ・ 県民を対象とした食育に関する講習等の実施
- ・ 「健康長寿サポーター」の養成による生活習慣病予防、食生活改善の知識普及

2 食品の安全性に関する普及・啓発と理解

(1) 「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」（平成19年3月策定）の推進

(共通)

- ・ 安全な食品の生産・供給の促進
- ・ 生産から消費にわたる監視・指導の徹底
- ・ 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

(2) 食品表示に関する知識の普及・啓発

(地域における成人)

- ・ 県民や食品製造業者等に対する知識の向上への取組
- ・ 食品表示法に基づく食品表示基準の普及・啓発の促進

(3) 食の安全等に関する理解の推進

(地域における成人)

- ・ 消費者、農業生産者を含む食品関係事業者及び行政の相互理解の促進
- ・ リスクコミュニケーション（消費者、事業者、行政などの関係者間で情報や意見を交換すること）の推進
- ・ 教育・保育の現場で食品安全に携わる人を対象とした、食の安全に関する知識の習得とリスクコミュニケーション能力の向上を目指した研修会の実施
- ・ 子育て世代などを対象とした、情報提供や意見交換会による食の安全に関する理解の促進

(学校における児童・生徒)

- ・ 高校生や小・中学生を対象にした食の安全体験教室の実施

3 環境と調和した農林業の活性化等

(1) 地産地消運動の展開

(学校における児童・生徒)

- ・ 学校給食における地産地消割合の向上

(共通)

- ・ 家庭・地域への地産地消の普及・啓発
- ・ 県産米・米粉の利用拡大や調理方法などの情報発信
- ・ 米粉の学校給食パンなど、原料としての利用促進
- ・ 地場農産物を活用した加工食品の拡大
- ・ 農林業や食と地域農業への理解を深める普及・啓発活動の促進
- ・ 県産農産物が消費者に届くしくみづくりによる地産地消の推進

(2) 環境保全に配慮した生産方法の推進

(共通)

- ・ 飲食店や小売業などの食品関連事業者を中心とした、食品廃棄物の削減など環境保全を考慮した取組の推進
- ・ 食品ロス削減に対する県民の意識啓発

【指 標】

食育に関心を持っている県民の割合の増加 (再掲)

現状値 71.8% → 目標値 90%以上
(平成26年) (平成30年)

学校給食における地場産物を使用する割合の増加 (食品数ベース)

現状値 22.3% → 目標値 30%以上
(平成26年度) (平成30年度)

第5章

食育を総合的に推進する体制づくり

1 健康長寿埼玉プロジェクトの推進

- ・ 本県では、健康長寿社会の実現を目指し、平成24年度から「健康長寿埼玉プロジェクト」を推進してきました。
- ・ 平成24年度から3年間、県内7つの市をモデル都市に指定して、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指し、健康長寿埼玉プロジェクトモデル事業を実施しました。その成果や学会発表の結果を踏まえて、平成27年1月には、「健康長寿埼玉モデル」を構築しました。
- ・ 「健康長寿埼玉モデル」は、医療費の抑制効果が実証された「毎日1万歩運動」または「筋力アップトレーニング」にバランスのよい食事の視点を加えた「推奨プログラム」と、成果を出す秘訣をまとめた「成功の方程式」、費用補助やノウハウ提供と国民健康保険財政調整交付金の重点配分による「市町村を後押し」の3つで構成されています。
- ・ 平成27年度は、住民の健康増進と国民健康保険医療費の抑制にまちぐるみで取り組む「とことんモデル」に2市町（志木市、三芳町）が、「埼玉モデル」に18市町が取り組んでいます。
- ・ 今後、全県に「健康長寿埼玉モデル」を普及・拡大し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指していきます。

【主な取組】

（共通）

- ・ 健康長寿埼玉モデルの普及・拡大

2 健康づくりの機運の醸成

(1) 健康長寿埼玉プロジェクトを下支えする普及啓発事業の展開

■「健康長寿サポーター」及び「スーパー健康長寿サポーター」の養成

- ・ 自らの健康づくりに取り組むとともに、周りの人にも健康に良いことを広める健康長寿サポーターを平成25年度から養成しています。県と市町村が連携して、健康づくりの知識を学ぶ「健康長寿サポーター養成講習」を実施し、平成32年度末までに7万5千人の養成を目指しています。
- ・ 健康長寿サポーターの活動を促進するため、地域の健康づくりのリーダーとなる「スーパー健康長寿サポーター」を平成27年度から認定しています。養成講習の講師や健康づくりの情報発信を担い、地域の中に健康づくりの輪を広げていきます。

■「埼玉県コバトン健康メニュー」の普及

- ・ 平成24年度に1食当たりの食塩使用量3g未満、野菜使用量120g以上、熱量500～700kcalのメニューを「埼玉県コバトン健康メニュー」とする基準を策定し、普及を図っています。
- ・ 県内の飲食店やスーパーマーケット、県庁舎の食堂で、基準に合った定食や弁当を提供しています。

■「けんこう大使」による特定健診やがん検診の受診促進キャンペーン

- ・ 受診率向上PRのために各市町村・保険者のキャラクター等を「けんこう大使」に任命し、イベント等で受診促進の呼びかけを行っています。
- ・ 平成27年7月現在で、83体（人）が任命されています。

【主な取組】

(共通)

- ・ 「健康長寿サポーター」及び「スーパー健康長寿サポーター」の養成
- ・ 「埼玉県コバトン健康メニュー」の普及促進
- ・ 「けんこう大使」による特定健診やがん検診の受診促進

(2) 食育関連団体等の連携推進

■企業、学校、ボランティア団体等の食育推進活動の促進

- ・ 健康づくりに協力する民間団体・企業等を構成員とする「健康長寿埼玉県民会議」や地域において食生活改善の普及・啓発を行っている「食生活改善推進員」をはじめとするボランティア団体等との連携を推進します。
- ・ また、食育関連の有識者や県民代表を構成員とする「埼玉県食育推進検討会議」を毎年度開催し、県食育推進計画の策定・進行管理を実施していきます。

■市町村との連携推進

- ・ 市町村における食育推進計画の作成・実施を促進し、県内できめ細かな食育が推進されるよう市町村を支援します。

【主な取組】

(共通)

- ・ 企業、ボランティア団体等の食育推進活動の促進
- ・ 市町村との連携推進

【指 標】

食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数の増加

現状値 7,400人 → 目標値 8,500人

(平成26年度) (平成30年度)

食育推進計画を作成・実施している市町村数の割合の増加

現状値 68.3% → 目標値 100%

(平成26年度) (平成30年度)

参考資料

- ・ 計画の体系 30
- ・ 指標一覧 32
- ・ 埼玉県食育推進検討会議設置要綱 33
- ・ 埼玉県食育推進検討会議委員名簿 35

計画の体系

基本理念

食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深める

健全なからだを育む

1

栄養バランスに配慮した食生活

- (1) 妊産婦の健康なからだづくり
- (2) 生活習慣病と肥満等の予防
- (3) 適正な特定健康診査・特定保健指導の普及
- (4) 歯科口腔保健の推進

2

食生活リズムの形成

- (1) 乳幼児からの生活リズムの基礎づくり
- (2) 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成
- (3) 大人の規則正しい生活リズムの定着

豊かな心を培う

1

食を通じたコミュニケーション

- (1) 豊かな心とからだの育成
- (2) 食を楽しむ環境づくりの推進
- (3) 食育関係団体の活動に対する支援

2

食文化の継承

- (1) 食文化の情報収集と発信
- (2) 食文化への理解促進

3

自然の恩恵・生産者等への感謝

- (1) 体験交流の拡大

正しい知識を養う

1

食に関する知識、食を選択できる力の習得

(1) 食に関する普及・啓発

2

食品の安全性に関する普及・啓発と理解

- (1) 「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」(平成19年3月策定)の推進
- (2) 食品表示に関する知識の普及・啓発
- (3) 食の安全等に関する理解の推進

3

環境と調和した農林業の活性化等

- (1) 地産地消運動の展開
- (2) 環境保全に配慮した生産方法の推進

食育を総合的に推進する体制づくり

1

健康長寿埼玉プロジェクトの推進

(1) 健康長寿埼玉モデルの普及・拡大

2

健康づくりの機運の醸成

- (1) 健康長寿埼玉プロジェクトを下支えする普及啓発事業の展開
- (2) 食育関連団体等の連携推進

指標一覧

指標名	現状値	目標値	データソース
-----	-----	-----	--------

健全なからだを育む（6指標）

① 栄養バランス等を参考にメニューを考えている県民の割合の増加	39.1% H26年	60%以上 H30年	県民の健康に関するアンケート
② 野菜摂取量の増加	295g H25年	330g H30年	国民健康・栄養調査 埼玉県分
③ 食塩摂取量の減少	10.7g H25年	9.5g未満 H30年	国民健康・栄養調査 埼玉県分
④ ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合の増加	データなし	55%以上 H30年	県民の健康に関するアンケート
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合の減少	23.4% H24年 (H23～25平均)	17%以下 H30年	国民健康・栄養調査 埼玉県分 (3年間の平均値)
⑥ 20歳代女性のやせの者の割合の減少	19.1% H24年 (H23～25平均)	20%未満の 維持 H30年	国民健康・栄養調査 埼玉県分 (3年間の平均値)

豊かな心を培う（2指標）

① 朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	週9.0回 H26年	週11回以上 H30年	県民の健康に関するアンケート
② 食育に関心を持っている県民の割合の増加	71.8% H26年	90%以上 H30年	県民の健康に関するアンケート

正しい知識を養う（2指標 *再掲1）

① 食育に関心を持っている県民の割合の増加【再掲】	71.8% H26年	90%以上 H30年	県民の健康に関するアンケート
② 学校給食における地場産物を使用する割合の増加（食品数ベース）	22.3% H26年度	30%以上 H30年度	学校給食における地場産物活用状況調査

食育を総合的に推進する体制づくり（2指標）

① 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数の増加	7,400人 H26年度	8,500人 H30年度	健康長寿課調べ
② 食育推進計画を作成・実施している市町村数の割合の増加	68.3% H26年度	100% H30年度	健康長寿課調べ

埼玉県食育推進検討会議設置要綱

(目 的)

第1条 食育に係る関係機関、関係団体と連携協働した埼玉県食育推進計画（以下「計画」という。）の策定及び評価等について検討を図るため、「埼玉県食育推進検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 検討会議は、次の委員をもって構成し、保健医療部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 行政機関職員
- (4) 県民代表

(役 割)

第3条 検討会議は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) 市町村食育推進計画の策定支援に関すること
- (4) その他食育の推進に関すること

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了するものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

第6条 委員長は、検討会議を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、又は、別の方法で意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 検討会議の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

埼玉県食育推進検討会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	団体名・職名		備考
1	小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会	地域振興部長	各種団体代表 事業実施者
2	小堀 壯一	埼玉県公立小学校校長会	幹事 〔川口市立元郷南 小学校長〕	各種団体代表
3	田中 久子	女子栄養大学	教授	学識経験者
4	田村 典子	埼玉県食生活改善推進員団体 連絡協議会	監事	各種団体代表
5	千島 宏一	埼玉県学校給食会	常務理事	各種団体代表 事業実施者
6	平野 孝則	公益社団法人埼玉県栄養士会	会長	各種団体代表 栄養分野
7	牧野 悦子			県民代表 〔公募〕
8	三木 昭代	一般社団法人埼玉県歯科医師会	理事	各種団体代表 歯科保健分野
9	湯澤 俊	一般社団法人埼玉県医師会	副会長	各種団体代表 医療分野
10	鷲巢 亨	埼玉県中学校校長会	幹事 〔川越市立霞ヶ関西 中学校長〕	各種団体代表
11	渡辺 祐一	埼玉県市町村保健センター連絡 協議会	会長 〔熊谷市 健康づくり課長〕	行政機関職員 事業実施者

埼玉県食育推進計画（第3次）

平成28年3月

埼玉県保健医療部健康長寿課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3582

FAX 048-830-4804

